

○放置違反金等を納付しない者に対して行う滞納処分の執行要領の制定について
(概要)

(平成18年福岡県警察本部内訓25号)

この内訓は、別に定めがあるもののほか、福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則（平成18年福岡県公安委員会規則第16号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、放置違反金等を納付しない者に対し、福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う滞納処分の執行要領について必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

- 総則
- 徴収職員
- 書類の送達
- 滞納処分の要件及び催促
- 財産等の調査
- 滞納処分の執行の決定
- 搜索の権限及び方法等
- 財産の差押え
- 差押債権の取立て及び配当
- 滞納処分の執行停止及びその取消し
- 差押えの解除
- 報告
- 関係書類の保存

などの項目からなっている。